

○建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号及び第 22 条の規定に基づく区域の指定（抜粋）

昭和 25 年 11 月 23 日
佐賀県告示第 619 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項第 4 号の規定により建築主事の確認を受けなければならない区域及び同法第 22 条第 1 項の規定により屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない区域として、それぞれ次のように指定する。その関係図面は、佐賀県県土整備部建築住宅課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

指定区域		概況	面積	区域種別
市町	同左内訳		平方キロメートル	
杵島郡 大町町	大字大町(一部) 字新町(全域) 〃 寺口(〃) 〃 道金町 〃 本町(〃) 〃 上大町(〃) 〃 畑ヶ田(一部)	東は江北町界以西、南は JR 佐世保線以北 (町道馬田線沿両側各 30 メートルを含む)西 は境川以東、北は町道大町江北線、町道杉 谷旭町線及び神山の一部を含み以南	2.67	第 6 条第 1 項第 4 号 第 22 条